

大阪府宿泊税の変更について

1. 大阪府宿泊税の変更の理由

[大阪府協議書抜粋]

(前略)

宿泊税の納税義務者は、大阪府内に所在するホテル又は旅館に宿泊する者であり、「ホテル又は旅館」とは、旅館業法第1条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項（ホテル営業）及び第3項（旅館営業）に係る施設としていたもので、これは、同条第4項に定める簡易宿所営業が、一般に、ホテル、旅館に比べ低廉な料金で宿泊が提供されていることから課税対象としなかったものである。

また、国家戦略特別区域法第13条に定める国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下、「特区民泊」という。）特定認定施設における宿泊については、平成28年4月1日に「大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例」が施行予定であり、宿泊税創設時には、その後の特定認定事業者数等の状況を見極める必要があることから、課税対象としていなかったものである。

(中略)

簡易宿所施設や特区民泊施設においても、宿泊税の課税対象となる一人1泊素泊まりで1万円以上の宿泊料金設定があり、宿泊事業の拡大に伴い、付加価値をもたせ高額な料金設定を行うなどの、料金設定の多様化も想定される。

これらのことから、宿泊行為を課税客体として課税する宿泊税において、公平性の観点から、簡易宿所施設及び特区民泊施設を課税対象施設に追加することとしたものである。

2. 大阪府宿泊税の概要

課税団体	大阪府
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	大阪府域内に所在するホテル又は旅館（旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項から第四項までの営業）及び <u>国家戦略特別区域法第十三条第四項に規定する認定事業に係る施設への宿泊行為</u>
税収の用途	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
課税標準	大阪府内のホテル、旅館、 <u>簡易宿所又は特区民泊</u> における宿泊数
納税義務者	大阪府内のホテル、旅館、 <u>簡易宿所又は特区民泊</u> における宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が ・ 1万円以上1万5千円未満のもの 100円 ・ 1万5千円以上2万円未満のもの 200円 ・ 2万円以上のもの 300円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）1,092百万円
非課税事項	宿泊料金が一人一泊1万円未満の宿泊
徴税費用見込額	（平年度） 66百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

※ 下線部が変更箇所を示す。

3. 同意要件との関係

大阪府宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）
（総務大臣の同意）
第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税及び地方消費税がある。

大阪府宿泊税は宿泊者の担税力に着目して宿泊数（宿泊行為）に課税するものであり、消費税は各取引段階で課される附加価値税の性質をもつものであって、資産の譲渡等（役務の提供）に課税するものであることから、課税標準が同じであるとは言えない。

② 住民の負担

宿泊行為 1 回につき100円、200円又は300円は宿泊料金の1%程度（大阪府試算）であり、負担が著しく過重とは言えない。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

<大阪府による試算>

宿泊料金(1人1泊)	税率	
10,000円以上15,000円未満	100円	10,000円 × 1% = 100円
15,000円以上20,000円未満	200円	15,000円 × 1.33% ≒ 200円
20,000円以上	300円	20,000円 × 1.5% = 300円

(2)「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

大阪府宿泊税は、「大阪府域内に所在するホテル、旅館、簡易宿所又は特区民泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとは言えない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3)「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。」

関係する「国の経済施策」としては観光施策が考えられるが、100円から300円までといった程度の負担では観光施策に影響を与えるとは考えられないため、大阪府宿泊税は「国の経済施策に照らして適當でない」とは言えない。

したがって、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回変更を予定している大阪府宿泊税については、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。

<参照条文>

○旅館業法（昭和23年法律第138号）（抄）

第1条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2～6 略

○国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）（抄）

（旅館業法の特例）

第13条 略

2～3 略

4 特定認定（次項の変更の認定を含む。以下この項及び第9項において同じ。）を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）が行う当該特定認定を受けた事業（第8項及び第9項第三号において「認定事業」という。）については、旅館業法第3条第1項の規定は、適用しない。

5～9 略